平成28年度

所得金

額にかかる所得割額

ださい

護保険分に区分され、

世帯

|額は医療保険分が54万円

に基づいて計算します。

は

設定条件

①国保加入人数 4人(うち2人は40歳~64歳) ②平成27年中所得金額 営業所得金額 230万円

(10円未満切捨て)

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の各々の年間保険料を計算します。

医療保険分保険料

【所得割】(2,300,000円-330,000円)×8.70/100= 171.390 円 ・・・ (ア) 平成27年中所得金額 基礎控除 料率 【被保険者均等割】 加入人数 4 人× 26,880 円= 107,520 円 ・・・ (イ) 【世帯別平等割】世帯単位で賦課される保険料額 36,240 円 ・・・ (ウ) 医療保険分の年間保険料 (ア) 171,390 円+(イ) 107,520 円+(ウ) 36,240 円= 315,150 円 ・・・ (工)

後期高齢者支援金分保険料

【所得割】(2,300,000 円 - 330,000 円) × 2.90/100 = 57,130 円 ・・・ (オ) 平成27年中所得金額 基礎控除 料率 加入人数 4 人× 8,400 円= 33,600 円 ・・・ (カ) 1人当たり 均等割額 【世帯別平等割】世帯単位で賦課される保険料額 11,400 円 ・・・ (キ) 後期高齢者支援金分の年間保険料 (オ) 57,130 円+ (カ) 33,600 円+(キ) 11,400 円= 102,130円

介護保険分保険料

【所得割】(2,300,000円-330,000円)×2.60/100= 51,220 円 ・・・ (ケ) 平成27年中所得金額 基礎控除 料率 当均等割】 40歳~64歳 2人×10,080円= 【被保険者均等割】 20,160 円 ・・・ (コ) の人数 1 人当たり 均等割額 【世帯別平等割】世帯単位で賦課される保険料額 9.960 円・・・ (サ) 介護保険分の年間保険料 (ケ)51,220円+(コ)20,160円+(サ)9,960円≒ 81.340 円 (シ) (10 円未満切捨て)

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険料を合算し、世帯の年間国民健 康保険料を計算します。

後期高齢者支援金分 医療保険分 介護保険分 **年間国民健康保険料** = (I) (7) (=/) 315,150円 102.130円 81.340 円 = 498,620 円

実際に6月から来年3月までの各月の保険料を計算します。

【6月分】 49,880円

【7月分~3月分】

前年度との比較

17一次とり10十人			
区分	項目	平成27年保険料	平成28年保険料
①医療保険分	均等割額	26,040円	26,880円
	世帯割額	35,160円	36,240円
	計	61,200円	63,120円
	所得割	8.80%	8.70%
	限度額	52万円	54万円
②後期 高齢者 支援金分	均等割額	9,240円	8,400円
	世帯割額	12,600円	11,400円
	計	21,840円	19,800円
	所得割	3.00%	2.90%
	限度額	17万円	19万円
③計 (①+②)	均等割額	35,280円	35,280円
	世帯割額	47,760円	47,640円
	計	83,040円	82,920円
	所得割	11.8%	11.60%
	限度額	69万円	73万円
④介護 保険分	均等割額	10,560円	10,080円
	世帯割額	10,080円	9,960円
	計	20,640円	20,040円
	所得割	2.70 %	2.60%
	限度額	16万円	16万円

中旬ごろに各世帯に郵送しま 年3月の10回納期で納めてく 健康保険料納入通知書を6月 国民健康保険料は医療保険 平成28年度の国民健康保険 国民健康保険料が決定 後期高齢者支援金分、 原則平成28年6月~同29 平成27年中の所得金額 国民 りです。 額の計算方法は、 険分(40 後期高齢者支援金分、 かる世帯別平等割額をそれぞ 険者均等割額、 加入者一人ずつにかかる被保 に限る)の保険料率と保険料 める保険料となります。 れ計算し、 なお、 平成28年度の医療保険分 歳以上65歳未満の人 平成28年度の賦課限 合算した金額が納 世帯ごとにか **左表**のとお 、介護保

することはできません。

建国民健康保険料は、 険料は、 ごとに料率や均等割額など 料率や均等割額などで、 よって異なるため、 また、各世帯が負担する保 を定めることとなっていま !の市町村と比較して判断 構成や所得金額などに 市町村の中でも世 単純に 市町村 ほ

引き落とします。

2自主納付

③特別徴収(年金天引き) ストアでの納付です。 に該当する世帯が対象です。 国民健康保険料を年金から 金融機関やコンビニエンス 次の全ての要件

徴収します。 年額18万円以上の年金を受

1538

49,860円

06.6992.1532 Œ 間保険収納課 間保険課 ▽保険料の内容について 06.6992.1537 納付の相談につ 1625 5

納付方法

万

①口座振替による納付

円、介護保険分が16万円です 後期高齢者支援金分が19

の指定口座から毎月27日(土) 含む市委託契約先金融機関 日・祝日の場合は翌営業日)に 金融機関(ゆうちょ銀行を

112月と2月は25日です。 確実です。 口座振替での納付は安心・

ださい。 きますので、 険収納課窓口で申し込みがで 金融機関および保 ぜひ利用してく

納付も選択できます。

る世帯は、

口座振替による

過去の保険料を完納してい

人で選択できません。

注特別徴収(年金天引き)は個 ▽国保加入者が全て65歳以上 ▽介護保険料と国民健康保険 ▽世帯主の介護保険料が特別 75 歳 2分の1を超えない 料の合算額が年金受給額 徴収されている | 未満 (擬制世帯主を除 $\overline{\mathcal{O}}$

年額を超える人

個人市民税・府民税の 納税通知書を発送

書を発送します。 民税・府民税(以下「個人住民 税」)の普通徴収分、公的年金 からの特別徴収分の納税通知 普通徴収とは、納税義務者 市では、平成28年度個人市

構など)が個人住民税を年金 が金融機関などに出向き、個 方法です。 から直接徴収して市へ納める 人住民税を納める方法です。 公的年金からの特別徴収と 年金保険者(日本年金機

さい。 不明な点は問い合わせくだ

問課税課・市民税係

106.6992.1456

個人住民税の 課税(非課税·無収入) 証明書の交付

午前9時~午後5時30分に総 付を行います。 度(平成27年中所得)の課税 合窓口課へお越しください。 (非課税・無収入)証明書の交 証明書が必要な人は、平日 6月1日(水)から平成28年

> 日本人確認ができるもの(運 び委任状。同居の親族の場 請する場合には、代理人の ど)。本人以外の証明書を申 転免許証や健康保険証な 合、委任状は不要 本人確認ができるものおよ

11通300円

選アルバイト・パートなどの せください。 ません。来庁前に問い合わ は、当日証明書を交付でき 民税の申告をしていない人 少額の収入があり、個人住

| 問課税課・市民税係

06 · 6992 · 1456

公的年金からの 特別徴収

建左記の人は、 対平成28年4月1日現在65歳 うち、個人住民税の納税義 務がある人 まれ)以上の年金受給者の ▽年金所得から計算した税 ▽介護保険料が年金から直 ▽老齢基礎年金などの年額 (昭和26年4月2日以前生 が18万円未満である人 額が老齢基礎年金などの 接徴収されていない人 対象外です。

> じるものではありません。 のであり、新たな税負担が生 徴収は納税方法を変更するも なお、 公的年金からの特別

徴収する税額

ことになります。 収(納付書)で納めていただく らの特別徴収、または普通徴 額は、これまでどおり給与か 得などの金額から計算した税 のみです。給与所得や事業所 年金所得から計算した税額

対象税額と徴収方法

①前年度に引き続き公的年金 ます。 仮徴収分として特別徴収し 28年2月の税額と同じ額を からの特別徴収を継続する (4月・6月・8月)に、平成 人は、上半期の年金支給月

った家屋を対象に調査

②公的年金からの特別徴収を 徴収を開始します。そのた なった人は、10月から特別 年度に特別徴収が中止と 新たに開始する人および前 分割して特別徴収します。 の税額を差し引いた残額を ら計算した税額から上半期 12月・2月)は、年金所得か 下半期の年金支給月(10月 年金所得から計算した

を行っています。

るためのものです。

月) に残額を分割して特別 年金支給月(10月·12月·2 付していただき、下半期の り一・二期(6月・8月)で納 税額の半分を普通徴収によ

間 課 税 課・ 市 民 税 係



徴収します。

詳しくは問い合わせくださ

III 06 · 6992 · 1456

個人住民税の減免制度

できます。 災害に遭った人、失業中の人 などは、一定基準により個人 任民税の減免を受けることが 生活保護を受けている人

注納期が過ぎた税額や納付後 詳しくは問い合わせくださ

| 問課税課・市民税係 は受け付けできません。

E06 · 6992 · 1456

m06-6992-1474

調査に当たる市職員は、固定資産評価補助員証を携帯 ていますので、提示を求めてください。



家屋調査を乳

この調査は、固定資産税の税額の基礎となる評価額を算定す

市職員が伺い屋内の調査を行う際は、ご協力をお願いします。

問課税課・家屋係

講講師 ¥費用(無料の場合は掲載を省略しています) 対対象 定定員 即申込・申請 保一時保育 持持ち物 時日時 場場所